

自然災害等に伴う休講措置とメディア形式への切替に関する取扱要項

新潟医療福祉大学 教務委員会

(趣旨)

第1条 この要項は、自然災害等が発生した場合、あるいは発生が予測される場合の学生の安全確保のため、本学における授業及び定期試験（以下「授業等」という。）の休講もしくは開始時刻の繰り下げ（以下「休講等」という）並びにそれに伴う代替措置に関する取り決めに必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、自然災害とは、地震、洪水、火山爆発及び台風等の自然現象が直接原因となって起こる災害をいう。

(自然災害等による休講等の措置)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合、授業の休講等又は定期試験の延期措置（以下「休講等の措置」という。）をとる。

- 1) 新潟市北区に、気象庁から、大雨・暴風・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報が発令された場合
- 2) 自然災害の発生等の理由により、公共交通機関が広域かつ長時間に渡って運休や遅延等の大規模な混乱が発生した場合
- 3) JR 東日本支社管内の在来線に長時間に渡る運休や遅延等の大規模な混乱が発生し、本学最寄り駅である JR 豊栄駅発着の白新線が該当する場合
- 4) 地震発生により、新潟市北区で「震度5以上」の震度が観測され、キャンパス内の停電、断水、校舎等の建物の被害状況等を考慮した結果、授業等の実施が不可能と判断した場合
- 5) 自然災害の発生等の理由により、大規模停電等の不測の事態が生じ、学生の安全確保のためにも休講等の措置が必要であると判断した場合
- 6) 官公庁等や公共交通機関より自然災害に関する案内が事前に発表され、緊急性や速やかな判断が必要な場合
- 7) 上記に関わらず、自然災害等に伴う複合的な事由により学生の安全確保のためにも休講等の措置が必要であると判断した場合

(基準時点及び対応)

第4条 前条の規定に基づく休講等の措置をとる場合の基準時点及び対応は、次の各号のとおりとする。

- 1) 前日まで J R等の計画運休が発表され、休講等の措置を取る場合は、翌日の対面授業等を休講とするか、メディア形式へ切り替える。
- 2) 午前6時30分 1限・2限の対面授業等を休講とするか、メディア形式へ切り替える。
- 3) 午前10時 3限・4限・5限の対面授業等を休講とするか、メディア形式へ切り替える。
- 4) 午後1時 6限・7限の対面授業等を休講とするか、メディア形式へ切り替える。

2 基準時点及び対応に関して、緊急性や速やかな判断が必要な場合においては、この限りではない。

(休講等の措置の判断)

第5条 休講等の措置は、第3条に定める判断基準に基づき教育担当副学長、教務委員長、学務部長、教務課長が協議した結果を基に、学長が判断する。

2 前項に規定された者に事故等があるときは、予め指名された代行者の協議により、学長が判断する。

(休講等の措置の周知)

第6条 休講等の措置をとる場合は、状況確認後に学生及び教職員に対して本学ポータルサイト等を通じて以下の時点までに周知する。

- 1) 前日まで 対面授業等を休講とするか、メディア形式へ切り替える。
- 2) 午前7時 1限・2限の対面授業等を休講とするか、メディア形式へ切り替える。
- 3) 午前10時30分 3限・4限・5限の対面授業等を休講とするか、メディア形式へ切り替える。
- 4) 午後1時30分 6限・7限の対面授業等を休講とするか、メディア形式へ切り替える。

2 基準時点及び対応に関して、緊急性や速やかな判断が必要な場合においては、この限りではない。

(メディア形式への切替)

第7条 対面形式の授業等は、授業担当教員の判断により、メディア形式への切り替え、または休講等の措置をとることとする。

2 メディア形式、対面及びメディアの併用形式の授業等については、原則としてメディア形式にて授業等を実施する。

(救済措置)

第8条 第3条に該当せず、かつ授業等が休講等とされない場合において、自然災害等の影響により通学経路上の公共交通機関が運休することや電波障害等によるやむを得ない事

情で欠席した学生に対して、授業担当教員は当該学生の状況を確認し、その後、欠席による不利益を与えないよう配慮する。

2 授業等を休講とした場合は、授業担当教員の判断により、補講を行う。

3 定期試験を延期する場合は、新たな実施日程等について、本学ポータルサイト等を通じて周知する。

(警報等の確認方法)

第9条 警報等の発令及び解除並びに公共交通機関の運行状況の確認は、ホームページ及びテレビやラジオ等の報道により行う。

(その他)

第10条 授業等を休講等とした場合は、原則として、課外活動は全て禁止するとともに、学内施設への入構を禁止とする。

附 則

この要項は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2023年1月30日から施行する。

附 則

この要項は、2024年4月1日から施行する。